

第六十五回 参議院商工委員会会議録 第七号

昭和四十六年三月十六日(火曜日)
午前十時十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

川上 為治君

矢野 登君

山本敏三郎君

稻嶺 一郎君

八木 一郎君

阿具根 登君

大矢 正君

近藤 信一君

上林繁次郎君

田淵 哲也君

高橋 淑郎君

赤澤 章一君

菊地 拓君

政府委員

通商産業大臣官 房長	通商産業省重工 業局長
高橋 淑郎君	赤澤 章一君
常任委員会専門 員	菊地 拓君
事務局側	

本日の会議に付した案件

○特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川上為治君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。
○特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法
案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○田淵哲也君 初めに、機械産業の輸出関係の問題についてお伺いしたいと思いますけれども、昨年七月に出ました産業構造審議会の「今後の機械産業政策に関する答申」によりますと、新経済社会発展計画の目標どおり五十年度三百七十四億ドルの輸出を達成するには機械産業はそのうち過半数の二百億ドル程度の輸出をしなければならないということがうたわれておりますけれども、従来の機械産業の輸出関係は、造船、自動車、さらには家電、軽機械、こういうもので大部分が占められておると思います。ただ、前述の二百億ドルの目標を達成するためには、今後の機械産業の輸出の主力というものがどういうものに置かれるか。この点の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(赤澤章一君) ただいま御指摘がございましたように、機械類の輸出は、今後のわが国輸出の大宗をなしていくと申しますが、中核となるべきものと私ども考えております。

過去の足取りを簡単に申し上げてみますと、機械の輸出は、通関統計で見ますと、四十一年が三十七億五千七百万ドルということございましたが、これが四十五年には八十九億六千百万ドル。非常に大きく、倍以上の伸び方をこの五ヵ年間でいたしております。こういったような実績も踏まえまして、先般の産業構造審議会におきましては、今後の機械産業の輸出というものを、五十年度で約二百億ドルというふうに目標として掲げたわけでございます。この内容につきましては、ただいま御指摘がございましたように、從来はテレビあるいはラジオ、テーブレコードーといつたような、いわば軽機械類、特に民生機器を中心いたしました軽機械類が主でございまして、いわばこの面に日本の機械輸出が特伸をしておった

というふうに考えられるわけでございます。こういったような軽機械類の輸出につきましては、やはり今後も需要の伸びに応じまして漸次出ていくものと思いますが、漸次その伸び率は鈍化をしていくだろうと考えております。と申しますのは、いわゆる発展途上国におきまして、こういったような、どちらかといえば労働集約的な軽機械類が生産をされてくるということもござりますが、また特惠関税制度というようなことから、こういった諸国からのいわゆる先進国への輸出が特別に優遇をされるというようなこともございまして、日本の輸出環境といたしましては、漸次この伸び率は鈍化をしていくだろうと、こういうふうに考えております。そういうような事情からいたしまして、今後、私ども政策を担当しております面から申しますと、やはり工作機械でございますとか、あるいは化学機械といったようないわゆるプラント類、こういったものを今後の中心に持つていかなければならぬと考えておりますし、また、現在でも非常に伸び続けております自動車あるいはさらには航空機、こういったような、いわば技術集約的なもの、あるいは先端技術を使用いたしました機械類、こういったものに輸出の比重を漸次移していくということにしてまいらなければ、二百億ドルというものの達成はなかなか困難ではなかろうか、こういうふうに考えております。したがいまして、今後の輸出政策といたしましては、従来のような軽機械はもちろんでございまが、特に重点としましては、プラント類等先端技術を中心としたものを中心にして指

定をしてまいりたいと考えております。たとえば自動車の面等につきましても、その輸出が非常に大きく伸びておりますが、その輸出が非常に大きな自動車の部品でありますとか、あるいは自動車の法案も出ております。こういったことにやはりマッチをした、うまくこれに適合していくよう

○田淵哲也君 そういう機械産業の今後の展望の上に立って考えた場合、今回提案されております特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法の指定業種ですね、そういうものと、いまのこのビ

りません。両社の話を聴取いたしますと、いずれ月末あたり向こうの副社長が参りまして、できるだけ早い機会に基本的な問題についての合意にまで到達をしたいということであります。これが到達をいたしますれば、引き続き詳細な案文の作成を行ない、これまた認可の申請ということになります。いまいると思います。いすゞ自動車とGMとの交渉は、昨年の秋以来、事務的な段階でいろいろ行なわれておりますが、これまた幹部同士と申しますか、両社の首脳部同士の接触は行なわれておりますんで、いろんな形、チャンネルを通じての事務的な打ち合わせを行なっているという段階でございます。いずれこれも事務的な段階を経ました上で、両社首脳部の接触が行なわれ、基本的に次で合意を得れば申請段階にまで入ってくるということにならうかと考えております。いずれにいたしましても、いわゆるピッグスリーと申しますアメリカの三大自動車会社が、そろって日本の自動車会社と資本提携に進んでくるという状況になるわけでございますが、私どもといたしまして、この自動車の資本提携につきましては、基本的に次のような考え方を持つております。その第一は、自動車というものが今後わが国におきまして非常に重要なと申しますか、ことばはやや適当でないかもしれません、いわゆる戦略産業というふうのよさを考えておりますので、この面からいたしましても、今後の自動車産業にどういう形で外資が入ってくるかということは、産業政策の上からも非常に重要なことでございます。しかし、私どもは外資が入ってくるということ自身を拒否する考えは初めからないわけでございまして、いわゆる入り方として、日本産業の将来の発展に資するような形で入ってきてもらいたいということを考えております。

具体的には、第一点といたしまして、やはり外資によって日本の自動車企業というものが乗つ取られることは困るということが第一であります。この乗つ取りということばにはいろんな意味があろうと考えておるわけでございます。

かと思ひますするが、さらに具体的に言へば、外資によつて企業が実質的にコントロールされるという状態は私ども適当でないと考えておりまして、入つてきていただくのはけつこうなんですが、やはり日本の資本、日本の技術、日本の労働者がみずから創意とくふうによつて今後とも当該企業の運営をしていくといふことが適當であらうということを考えております。こういった意味で、まづ乗つ取られないようにする、そういう形で提携をするということが必要であるということが第一点でござります。

○政府委員(赤澤璋一君) 乗つ取りということばはなかなかむずかしいのでございまして、一番端的な例は、少なくとも株式を五〇名以上持つれば、これはその会社を当然支配し得るという状態になります。しかし、株式の比率だけでもつてじや乗つ取りかどうかをきめるかということになりますと、必ずしもそう一がいに言いたれないと考えております。そりいった面から、私、先ほど御答弁申し上げたように、いわば実質的に当該企業をコントロールする、こういったことがやはり乗つ取りということばの意味ではないだろうか、こう考えております。したがつて、これは株式比率の面もございますし、また重役の数、またその重役の権限、こういったことにも関連をいたしまります。株式比率の問題といふことになりますと、当然当該株式に対応いたします日本自身のまあ株主の比率と申しますか、いわゆる安定株主比率と申しておりますが、こういった面とのバランスを考えてみなければならぬわけでございます。また重役の面におきましても、その数だけでは実際のところはわかりませんので、その重役——外資系の派遣いたします重役——の権限、その任免、こういったものは一体どうなるのかといったような面も当然重要なボイントの一つになつてまいります。こういったことをまあ全体、総合的に判断をいたしまして、やはり外資と提携をいたしましても、日本側資本、日本側の経営者、日本側の労働者、こういったものが全体一体となって自主的に当該企業を今後とも運営をしてまいる、こういうことが可能であるかどうかという判断をしてまいりたい。まあかよううに考えておるわけでござります。

局は部品を寄せ集める産業ですから、部品工業の基礎がしつかりしないと自動車産業というものは、基盤が強くならないということは言えると思うのですけれども、特に今までの機振法ですね、機振法によりましては自動車の部品工業というのは非常に重点的にやってこられたのではないかと思います。ところが今回これがまあ法律が変わりまして、機電法ということになつた場合、この自動車の部品工業についての考え方はどうだらうか。従来と変わらないのか、あるいは新たな観点から見るのは、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(赤澤輝一君) ただいま御指摘にございましたように、自動車部品關係につきましては現行の機振法におきましても非常に重点を置いてこの振興、育成をはかつてまいつた次第でござります。御参考までに申し上げますと、現行機振法、これで十五年になりますが、開銀融資の実績面からいたしますと、全体で七百十五億円の開銀融資が行なわれておりますが、その中で自動車部品關係は二百六十八億円、比率にいたしまして三七・五%ということになっております。つまり從来まで現行の機振法でもって開銀融資をいたしました三分の一強が実にこの自動車部品關係に投下をされておるという実績を示しておるわけであります。で、こういったよななこともございまして、また一面、自動車産業の發展にささえられまして、部品工業も漸次合理化をされ、国際競争力が強まってきたと考えております。

で、今後的新法によります部品工業の考え方でございますが、これは先ほど申し上げましたように、今度の新法の考え方自体が安全、公害、省力化あるいは基礎共通部品の供給に関連する業種も業種の見直しをしてまいりたいと思っております。特に自動車部品につきましては、今後予想されますます安全問題、及び公害問題、こういったことに中心を置きまして内容の整理をしてまいりた

○政府委員(赤澤達一君) 乗つ取りということば見なすかというの是非常にむずかしい問題ではないかと思います。たとえば一つは株の構成で規制するのか、あるいはそれ以外の条件もつけるのか、この点はどうなんですか。

私はなかなかむずかしいでございまして、一番端的な例は、少なくとも株式を五〇%以上持つますれば、これはその会社を当然支配し得るという状態になります。しかし、株式の比率だけでもつてじや乗つ取りかどうかということをきめるかということになりますと、必ずしもそう一がいに言いたれません。そういう面から、私は、先ほど御答弁申し上げたように、いわば実質的に当該企業をコントロールする、こういったことがやはり乗つ取りということばの意味ではないだろうか、こう考えております。したがつて、これは株式比率の面もございますし、また重役の数、またその重役の権限、こういったことにも関連をいたしてまいります。株式比率の問題ということになりますと、当然当該株式に対応いたします日本自身のまあ株主の比率と申しますが、いわゆる安定株主比率と申しておりますが、こういった面とのバランスを考えみてみなければならぬわけでございます。また重役の面におきましても、その数だけでは実際のところはわかりませんので、その重役——外資系の派遣いたします重役——の権限、その任免、こういったものは一体どうなるのかといったような面も当然重要なボイントの一つになつてまいります。こういったことをまあ全体、総合的に判断をいたしまして、やはり外資と提携をいたしましても、日本側資本、日本側の経営者、日本側の労働者、こういったものが全体一体となつて自立的に当該企業を今後とも運営をしてまいる、こういうことが可能であるかどうかという判断をしてまいりたい。まあかよううに考えておるわけでございます。

局は部品を寄せ集める産業ですから、部品工業の基礎がしつかりしないと自動車産業というものは、非常に重視的にやつてこられたのではないかと思ふ。されども、特に今までの機振法ですね、機振法によりましては自動車の部品工業というのは、非常に重点的にやつてこられたのではないかなと思います。ところが今回これがまあ法律が変わりましたとして、機電法ということになつた場合、この自動車の部品工業についての考え方はどうだらうか。従来と変わりないのか、あるいは新たな観点から見るのは、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(赤澤輝一君) ただいま御指摘にもございましたように、自動車部品關係につきましては現行の機振法におきましても非常に重点を置いてこの振興、育成をはかつてまいつた次第でござります。御参考までに申し上げますと、現行機振法、これで十五年になりますが、開銀融資の実績面からいたしますと、全体で七百十五億円の開銀融資が行なわれておりますが、その中で自動車部品關係は二百六十八億円、比率にいたしまして三七・五%ということになっております。つまり従来まで現行の機振法でもって開銀融資をいたしました三分の一強が実にこの自動車部品關係に投下をされておるという実績を示しておるわけであります。で、こういったよくなごともございまして、また一面、自動車産業の發展にささえられまして、部品工業も漸次合理化をされ、国際競争力が強まってきたと考えております。

で、今後的新法によります部品工業の考え方でございますが、これは先ほど申し上げましたように、今度の新法の考え方自体が安全、公害、省力化あるいは基礎共通部品の供給に関連する業種も業種の見直しをしてまいりたいと思っております。特に自動車部品につきましては、今後予想されますます安全問題、及び公害問題、こういったことに中心を置きまして内容の整理をしてまいりた

いと考えておりまして、たとえば自動車部品の中でも一次衝撃の緩衝装置の関係でござりますとか、あるいは車高・車の高さでございますが、車高制御装置、こういったような、どちらかといふとややシステム的な面でございますが、そういったようなものも新しく追加をして、今後技術面におきましてもその生産面におきましても合理化をはかり、開発を進めてまいりたいことにいたいと考えておるわけであります。非常に自動車部品数がたくさんございまして、いまだそれらを従来のものから落とし、それを追加するといふ成案を得ておりませんが、いま申し上げましたような角度から見直し作業を現在やっておりまして、この辺は業界の意見も十分聴取しながら今後きめてまいりたいと考えておるわけでございま

この委員会は、開拓して、お田の開拓の實業化を、ちょっとと関連して、一点お尋ねをするのですが、田淵委員が心配しておられるように、自動車産業に対する影響が、自由化になれば相当大きく影響していくと思います。

このことにつきまして私は三年ほど前に当委員会で質問したんですが、当時、私がやはり自動車の自由化ということになれば相当下請企業に対する反響というものはあるだろう。で、当時私が質問したときに、自由化的時期という問題について私質問したんですが、その当時、自由化的見通しというものは一九七二年の年度末になればやっとその見通しが立て得るだろうというふうな御答弁が立ったと思うのです。ところが自由化がいま田淵委員からも言わされましたように急速に早められたわけです。これは何と政府が否定しようとも、いわゆるニクソン・佐藤会談における沖縄返還の問題とからんでだんだんとこうなってきたといふことは、世間周知の問題だと思うのです。で、私が心配することは、当時私がなぜそれじや自由化が早くできなかつてお尋ねした場合に、政府のほうでは、いま問題になつております部品工場の体制が整わない、部品工場の体制が整わないうちには

自動車の自由化ということについては政府としては考えていない、こういう御答弁であったのです。ところが当初計画より一年半もこの自由化を早めたということは、あなたのほうとして、じき現在自動車の部品工場下請に対する体制というものはもう完備しておるのかどうか。當時御答弁がありましたように、下請企業の体制というものが完備しないうちは無理だと、こう言つてお答えになつたんです。ところが一年半も早まつたということは、じや現段階において自動車の部品工場の下請の体制というものをあなたの方整えるべく御指導なさったかどうか。そういう段階に現在もうきいておるのかどうか、この点を私はお尋ねしたいと思ひます。

おることは、いま田淵委員も言っておられましたように、やはり何といつても自由化ということになると、なれば、自動車というものは部品を集めていわゆる組み立てをするわけでありますから、主体となるものはやはり部品の下請企業に重点が置かなければならぬと私は思います。そういう関係で、一つ間違えば私はたいへんな問題になると思ふのです。いわゆるあなた方は倒産をどうして未然に防ぐかということに重点を置いて行政指導をなされるべきが本来私は通産省としても十分考え方をいいかなければならぬ。ところがいままでの例を見ますると、ほとんどがそうではなくして、倒産してからその倒産の対策をあなたのほうは講じておられる。これでは一歩後退なんですね。先日も佐藤造機が倒産した。これに対するところの下請が相当倒産するであろう。こういうことが新聞にも報じられておるのであります。自動車の自由化といふことになれば、やはり私は相當国内の自動車産業に影響があることは当然であるし、自動車はどちらかといえば戦後におけるわが国のこれは一つの保護産業なんですね。そうでしよう。それをアメリカ側からの要請によって自由化を一年半も早めたということは、私は納得のできない点があると思ふのです。それで、やはり下請の部品工場の体制

かどうか、この点をお尋ねいたします。
○政府委員(赤澤璋一君) ただいま近藤委員から御指摘のように、数年前までは確かに自動車関係につきましては七二年の三月ぐらい、というぐらいいな感じでいろいろ議論が進められておったことは事実でございます。そういった面からいたしますと、その後、いろいろ日米間の交渉等、経緯を経ましたが、ことしの四月からということになりますと、当初のもくろみからいたしまして約一年ばかり自由化が早まってきたというふうに私ども考えておるわけでございます。こういうふうに自由化を進めてまいりましたのは、両面の理由があるうと思います。一つは、やはり自動車の輸出というものがここ数年来非常に大きく伸びてまいつておるということでございまして、たとえば四十年から四十五年までをとってみると、全部の自動車にいたしまして輸出の台数は五・六倍になつております。それから乗用車だけで見ましても、四十年と四十五年の比較では七・二倍というふうに、この五年間で全体のトラック、バスまで含めました自動車が五・六倍、乗用車に至つては七倍以上というような非常な勢いで輸出が伸びてまいりました。特に対米関係を見てみると、この四十年から四十五年まで自動車の輸出は実際に十二・四倍というふうな非常な伸び方をしております。部品の面におきましても、やはり近年、ここ二、三年でございますが、輸出が非常に伸びてまいりまして、昨今では大体年間一億ドルをこえまして、一億二、三千万ドル、こういったような輸出の実績も部品工業自身が持つに至つてしまつました。こういったような輸出の伸長ということを考えてまいりますと、やはり貿易と申しますのはお互いお互いのことでもございますので、お互いにこういった環境を認識し合ひながら今後の輸出も進めてまいるということになりますが、その状態も見ながら、しかし一方では、やはりいま申し上げました輸出の実態に裏づけられたわ

が国の輸出競争力の強化という面も十分これは認識をしてまいなきやならぬ、こういった面が非常に強いことは要望を持っておりますので、こういった面も配慮しながら進めていく、こう上げましたように、過去十年にわたりまして、開銀の融資はもとよりでございますが、業界内の体制の整備につきまして相当な進展が見られてまいりましたことは事実でございます。特に、一次下請の段階に至りましては、これはただいま申し上げましたように、部品自身が輸出ができるという状態になつてしまひました。こういった点はやはりそれ自身の国際競争力の強化を物語る一番いい例だと思います。そのほかにも、いわゆる専門的な企業の育成ということと、それからもう一つは、これも三年ぐらい前から私も努力いたしておりましたが、一つのユニット化と申しますか、部品を単なる部品として考えないで、一つのユニットとしてつかまえる、こういったようなことから、数個の企業の間でむしろユニットという観点からする共同開発、あるいは生産の面における提携、こういったことが出てまいりました。現在、部品のユニット化という政策に沿つて、これまた私ども所期しておりますよう一つの体制ができ上がりつつあります。こういったような国内の事情も踏まえながら、先ほど申し上げましたわが国の自動車並びに自動車部品の輸出の実績も見ながら、私どもとしては自由化の促進ということを進めてまいりましたわけではございません。新設、合併といたわけでございます。もとより、先ほどの田淵委員の御質問にお答え申し上げましたように、資本の自由化を行なうと申しましても、全部丸裸になるわけではございません。新設、合併という形のものであって、五〇%以下のものが自由化をされるということございまして、現在ござ

います具体的な事例は、いずれも既存の企業の資本構成でございますので、これはもちろん政府の個別の認可の対象になります。この個別の認可の運用にあたりましては、先ほど私がその基本的な考え方として申し上げましたように、下請部品工業あるいは販売面、こういった面について重大な影響を与えないということを私ども審査の一つの大きな基準として考えておりますので、必ずしも現在の体制が完全に十分だとは申しませんが、具体的なケースにあたりましては、いま申しましたようなことを十分考慮しながら今後の自由化を進めてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○田淵哲也君 先ほど局長はマスキー法案のこと

にも少し触れられましたけれども、アメリカでマスキー法案が大体実施に向かって進んでいるわけですが、このエンジンの無公害化について、アメリカの技術と日本の技術との差というものがどの程度あるのか。それから日本の公害に対する技術が、マスキー法案にたえられるようなものが一九七五年までにできるのかどうか、この見通しについてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(赤澤璋一君) アメリカにおきます規制のやり方と日本の規制のしかたは若干ズレがあるといいますか、違った面がございます。こういった面もありますので、直ちに公害関係について両者の技術を比較するということは、すぐはできないかと思います。また非常に技術のこまかい、むずかしい問題でございますので、的確にお答えできるかどうかわかりませんが、私の感じているところを申し上げますと、この安全とか公害といった面につきましては、やはりまだアメリカのほうに一日の長があるということは、これは否定できない事実であるうと思います。しかしながら、マスキー法案で示されたような目標値に、しかば行ける自信があるか、あるいはそれが可能であるかという点につきましては、なかなかこれは一口に言いにくい面があると思います。先般参りましたフォードの首脳部等ともこの問題を話を

してみましたが、フォード自身も、まだ自分としていたような公害基準といいますか、これに完全に合っているかなどどうか、自分としてもまだ自信がないというようなことを言っておりました。こういった面から、いまアメリカももちろんでござりますが、日本においても、マスキー法案に示されたような公害基準といいますか、これに完全に合っているかなどとは、これはちょっとと言いまして、これはちょっとと申すと、これはじよつてどこが持っているかということは、これはちょっとと言いまして、これはじよつてどこが持つてあるかなどどうか、むしろいまのところはどの会社もまだ自信がないと申しますか、十分そこに到達する技術的な根拠をまだ持つてない、こういうのが実情であろうかと思います。今後、やはりこういった基準がはつきり示されておりまして、こういった面についてはなお一そう技術の開発に努力を続けてまいらなければならぬと考えているわけでございます。

○田淵哲也君 今までの自動車は、ややもすればスタイルとか性能とか、そういうもので競争をしてきたきらいがあるわけですけれども、これからはやはりこの安全、公害面での技術の争いといふものが非常に大きなウエートを占めるのではないかと思います。その意味におきまして、今回の措置法が公害、安全関係に重点を置かれたということは、まことにタイミングがいいといいますか、時宜を得たものだと思いませんけれども、ただ問題は、ここでひとつお伺いしたいのですけれども、この法案による予算措置ですね、この融資のワクといいますか、これはどうなっていますか。特に前年度に比べてどうなっているか、その点をお伺いをしたいと思います。

○政府委員(赤澤璋一君) 従来から行なわれておきました開発銀行の融資は、本年度四十五年度が百億というワクでございましたが、四十六年度は百十億というふうにふえております。また中小企

業金融公庫の特別融資ワクにつきましても、四十五億から五十億というふうに、これもふえておりま

す。さらに新しくシステム化促進のための金融措置ということで、これはいわゆる長期信用関係

の三行の金融債を財政投融資で引き受けました金を融資するわけでございますが、これは三十億と一千億マスキー法案に対応できるようなものが完全にできるかどうか、自分としてもまだ自信がないというようなことを言つております。以上が四十六年度のいわば金融措置の概要でございます。

○田淵哲也君 この額は電子のほうと機械のほうと合わせた額ですか、そうですね。そうすると、前年度に比べて十五億の伸びということになるわけですが、ところが今度の法律によつて、やはり公害、省力機器が重点を置かれるということになつたわけですね。私は特に公害問題というのには社会的な要請があるけれども、しかし非常

に新しく起つてきた問題である。したがつて公害問題に力を入れるのは当然ですけれども、ただ

この予算を見ますと、公害問題に重点を置かれる

と、従来産業基盤の強化のために使つてきた分がそつちのほうに回されるということになるわけ

で、従来から続けてきた産業基盤の強化の問題のほうがおろそかになるのではないか、だから私は

公害問題というようなものは、新しく社会的な問題として提起されるわけですから、別に上乗

せして予算措置をするぐらのものが必要ではないかと考えますけれども、この点どうですか。

○政府委員(赤澤璋一君) たゞいま御提案申し上げておるこの新法におきまして、公害あるいは安

全といったような面を重視していることは御承知のとおりでございます。ただこういったような点

は、いわゆる公害関連機器あるいは安全の関係の機器、こういったものも相当な重点を置きたいと

考えておりますが、従来指定しておりますような

各業種につきましても、公害あるいは安全といつ

たような観点からの取り上げ方をしたい。こうい

うことを私ども考へておるわけでございます。し

がたがつて従来指定機種であったものが公害、安

全、いわゆる公害関連機器でないからというこ

とで、今回特定業種の指定から落ちるというふうに

考へておりません。自動車部品につきましては考へておりません。

○政府委員(赤澤璋一君) 公害関係あるいは安全

関係、こう申しますものがやはり今後の機械工業

といふものの非常に大きな分野を占めてくるとい

うことは、これはもう御承知のとおりでございます。

す。したがいまして、今後の新法の運用にあたりまして、そういうものを中心に考えていくといふことは、これは当然なことでもあり、また、私もどもとしてもそこに重点を置いてはかつてまいりたいと思いますが、公害、安全関係といううことになりますと、この機振法のいわゆる政策金融と申しますか、特別ワクによる金融だけではございませんで、そのほかにも多数運用し得る面があるわけでございます。これは、たとえば開銀におきましても、その他一般ワクにもござりまするし、あるいは新技術の開発のためにも必要なワクも用意をされております。こういったことから全般的に公害の面は取り扱つてしまいれるわけでござります。いま申し上げましたような、この新法に基づく特別ワクだけで公害関係を処理すると、こういうふうに御理解をいただかないで、公害関係につきましては、これ以外にもいろんな角度からそれぞれ必要に応じて金融措置が講じられていくというふうに御理解いただきたいと思います。

○田淵哲也君 それでは最後に、この法案の十三条に勧告の規定があるわけですけれども、これは勧告程度でどれくらいの効果があるものか、その点をお伺いしたいと思いますが。

○政府委員(赤澤璋一君) この十三条の規定は、今回新たにこの新法の中に取り入れた規定でござります。それで、これは從来、この体制の整備といふことをはかつてまいったわけでござりますけれども、なかなか体制の整備をしようとしても、実際問題として、新たな参加者と申しますか、新たな事業活動を起こす企業が出てまいります。そのため専門化といったような事業の共同化をやつておるもののが實際上行なえなくなるというような事態が予想されるわけでございます。特に今後、資本の自由化が進んでまいりますと、外資系企業あるいは外資そのものの企業、こういったものが出てまいりますので、こういったことも念頭に置きまして、やはり合理化関係、特定電子工業等を営む者につきまして、その点についての配慮をすべきであらうということから設置をした規定

得るかと、いうことでござりますが、この勧告がどの程度の効果をあげ定は、この文字どおり勧告でございまして、これ自体が何ら強制権を持つたものではございません。この点は、たとえば命令ということになりますと、命令違反をすれば罰則があるというようなことで、いわゆる強制力があるわけあります。が、今回の十三条の規定は、そこまでの強制力は持つておりません。ただ、勧告ということが法律の規上制定をされ、法律の根拠に基づいて主務大臣がこれを行なうということになつてまいりますと、いわゆる一般の行政指導に比べまして、上ほど力を持つと申しますか、社会的な評価を受けるといふふうに私ども考えております。こういった面から、私どもとしましては、いわゆる従前行なつておりました行政指導から一步出まして、勧告を行ない得るということをございますから、いわばそぞら、私ども、強制規定はなくとも、これはこれなりに相当、かなりの実効をあげ得るのではないか、こういうような考え方でこの規定を設けておるわけでござります。

○政府委員(赤澤輝一君)　ただいま御指摘のこの流通問題というのは、確かに今後の機械工業を考えてまいります場合、非常に重要なポイントの一つであろうと考へております。この法案におきましても、第三条の第二項、いわゆる「高度化計画」の中で、その第三号におきまして「その他合理化の促進に關する重要事項」ということをあげておりまして、この「合理化の促進に關する重要事項」というものの中には、私ども、流通と申しますが、そういう面での必要な措置も記載し得るといいますか、高度化計画の中で定め得るというふうに考へております。從来のこの機振法あるいは電振法におきましても、共同販売会社、こういったものが現行法に基づいて設置をされておりますことは田淵委員御承知のとおりでございます。たとえば共同事業金融等もいたしておるわけですが、いまして、たとえば四十四、五年におきましては、日本ペアリングサービスというようなところに一億六千万円、あるいは日本シリンドー共同販売、こういったところに二億円、こういったような流通面におきましても十分配慮をしてやつております。電算機につきましては、これはもう御承知のとおり日本電子計算機株式会社、これに相当大量の開銀資金をつき込みまして、いわゆる業界一本のレンタル資金の供給ということにいたしておりますことは御承知のとおりでございます。また、いわゆるシステム関係のものの販売、こういったものは、先ほども申し上げましたように、システム化促進融資ということで、本年度から三十億円というような特別の金融措置も講じるとしても、私ども十分な配慮をいたしておるつもりでございます。

また、これは本法ではございませんが、私どもの局で、やはり機械保険の制度を持つておりますて、これ等におきましても、逐年その実績が伸びてきておりまして、そのうちで特に工作機械等につきましては、昨年度と申しますか、四十五年度、この二月までの実績で見ましても、この機械保険の付保金額のうちで約四割が工作機械で、こういうことでありますて、こういったような制度、こういったものも十分本法と関連づけながら運用してまいりたいと考えております。

こういったようなことから、私どもこの新法の運用にあたりましては、いま御指摘がございまして流通面、販売面、こういった面の合理化と申しますか、こういった面にも十分配慮しながら運用してまいる所存でございます。

○田淵哲也君 以上です。

○委員長(川上治君) 他に御発言がなければ、本日はこの程度にとどめます。

次回は三月十八日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

また、これは本法ではございませんが、私どもの局で、やはり機械保険の制度を持つております。これ等におきましても、逐年その実績が伸びてあります。そのうちで特に工作機械等につきましては、昨年度と申しますが、四十五年度、この二月までの実績で見ましても、この機械保険の付保金額のうちで約四割が工作機械等にござります。そういうことであります。こういったものも十分本法と関連づけながら運用してまいりたいと考えております。

こういったようなことから、私どもこの新法の運用にあたりましては、いま御指摘がございまして流通面、販売面、こういった面の合理化と申しますか、こういった面にも十分配慮しながら運用してまいる所存でございます。

○田淵哲也君 以上です。

○委員長(川上浩治君) 他に御発言がなければ、本日はこの程度にとどめます。

次回は三月十八日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十五日)

一、石炭対策に関する請願(第一五四六号)
案

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十五日)

一、石炭対策に関する請願(第一五四六号)

石炭鉱業の長期安定を図るため、生産体制の整備運転資金の確保等について特別の措置を講ずるとともに、閉山、縮小地域については、従業員の離職後対策、企業の誘致、中小商工業者の救済及び市財政援助等一連の地域振興対策の強化措置をすみやかに講ずるよう強く要望する。

石炭鉱業は長年にわたり我が国産業の成長発展に大きな役割を果たしてきたが、第四次石炭新政策が実施されて以来、全国的に炭鉱の閉山、縮小が相次いで発生し、本県においても常磐炭鉱磐城鉱業所の大規模な事業の縮小、閉山を余儀なくされ、地域住民に大きな不安と動搖を与え、産炭地域はもとより、県経済界にじん大な影響を及ぼしている。

昭和四十六年三月二十六日印刷

昭和四十六年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷局 大藏省印刷局

N